

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が
廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

制度の特長

1 全国**127万人**が加入

昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は
全国の経営者約127万人が加入しています。（H27.12末現在）

2 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、
課税対象所得から控除できます。

3 受取時も**税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

経営者のための
退職金制度です!

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時
などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の
差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

取扱機関名

中小企業と地域振興を
もっとサポート
中小機構 北海道

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai
TEL:050-5541-7171（共済相談室）

◆共済事由

	共済金 A	共済金 B	準共済金	解約手当金
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業の廃止 個人事業主の死亡 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢給付(年齢が満65歳以上で、掛金を15年以上納付等) 		<ul style="list-style-type: none"> 任意解約等
共同経営者	<ul style="list-style-type: none"> 個人事業主の廃業に伴う退任 死亡、疾病、負傷退任 			
会社等経営者	<ul style="list-style-type: none"> 会社等の解散 	<ul style="list-style-type: none"> 老齢給付(同上) 会社等役員の死亡・疾病・負傷・65歳以上による退任^(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> 会社等の役員を任意または任期満了により退任(疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く) 	
税法上の取扱い	退職所得扱い			一時所得扱い

- 1 解約手当金の税法上の取扱いについて、任意解約で請求時65歳以上の場合は退職所得扱い。
- 2 共済金A・Bの給付は6カ月以上、準共済金・解約手当金の給付は12カ月以上の加入が必要となります。
- 3 平成28年3月以前に「配偶者又は子へ事業を全部譲渡」したときは、共済事由が異なります。
- 4 平成28年3月以前に「個人事業主の配偶者又は子への全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子へ事業を全部譲渡(共同経営者の地位の譲渡)」したときは、共済事由が異なります。

※1 平成28年3月以前に「死亡・疾病又は負傷以外の理由による退任」をしたときは、共済事由が異なります。

掛金月額 1 万円の場合

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	

※共済金A・共済金B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって掛金月額、契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。

◆参考事例(節税効果) (年間掛金36万円の場合の1年間の節税額)

こんなにお得!

課税所得	加入しない税額	小規模加入後税額	節税額	節税額/掛金
400万円	784,300円	674,800円	109,500円	約30%
200万円	308,600円	251,700円	56,900円	約15%

注)各ケースの数値は概算値です。また、課税所得等前提条件により節税効果は異なります。